

知っておきたい年金のこと



社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書の送付

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、その年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。国民年金の保険料について、年末調整や確定申告の際に「社会保険料控除」の適用を受ける場合には、この「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や領収証書(追加で納めた保険料がある場合)を申告書に添付することなどが義務づけられています。

送付時期
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、毎年11月上旬または翌年の2月上旬のいずれかに送付されています。
11月上旬に発送される人は、その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金の保険料を納めた実績がある人です。
また、翌年の2月上旬に発送される人は、11月発送の対象とはならなかった人で、10月1日から12月31日までに国民年金の保険料を納めた人となります。

社会保険料控除とは

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など)を納めたとき、あるいは配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。配偶者や家族の負担すべき国民年金の保険料を納めたときは、納めた人がその保険料額を申告できます。

控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に対するお問合せは、左記の控除証明書専用ダイヤルで受け付けています。
控除証明書専用ダイヤル(平成26年11月4日から平成27年3月16日まで)
電話0570・070・117

※一般電話・公衆電話から市内通話料金で利用できます。
詳しくは、旭川年金事務所(0166・27・1611)または役場保健福祉課戸籍担当までお問い合わせください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

特設行政相談所を開設します 無料・秘密厳守

行政相談員は、毎日の暮らしの中で生じる国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

◆日時・場所

10月20日(月)

9時~12時 トナムコミュニティセンター

14時~17時 占冠村コミュニティプラザ

◆占冠村担当行政相談委員

五十嵐正子



■お問い合わせ先

総務課総務担当 電話 56 - 2121

「必ずチェック 最低賃金!」 使用者も 労働者も

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 748円
効力発生年月日 平成26年10月8日

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署(支署)

占冠村の放射線量の状況(9月)

測定日 9月10日

【単位:マイクロシーベルト】

測定場所	測定時間	天候	測定値	測定場所	測定時間	天候	測定値
占冠中央小学校グラウンド	14:45	曇り	0.049	占冠へき地保育所グラウンド	13:50	曇り	0.049
双民館グラウンド	14:05	曇り	0.053	トナム小中学校グラウンド	15:25	雨	0.055
占冠地域交流館グラウンド	14:25	曇り	0.055	トナムへき地保育所グラウンド	15:40	雨	0.042

※北海道の空間放射線率モニタリング結果(上川総合振興局0.0209~0.0780)と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。
北海道放射線モニタリング総合サイト <http://monitoring-hokkaido.info/>

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話56-2121



火災予防運動が始まります～いつも心に火の用心～

江戸の頃より「火事と喧嘩は江戸の華」という言葉がありますが、我々火消し（消防士）が華々しく活躍しなければならない世の中というのは無くしたいものですよね。

過去10年間の火災の発生件数を見ても減少傾向にはありますが、まだまだ火災は多いというのが実情です。しかしながら、放火などの火災を除けば、一人ひとりが「火の用心」の心を忘れなければ火災は防げると思います。

今年も北海道では10月15日から10月31日までの17日間、秋の全道火災予防運動を実施します。もうすでにストーブなどの暖房器具を使用されている方もおられると思いますので、この機会に今一度、ご自宅や職場の火の取扱いを見直してください。

火災は、一瞬の油断で財産も思い出も灰にしてしまいます。我々占冠消防は、村民の皆さんと一緒に「火災の無い街・占冠」をつくってまいります。

【お知らせ】 8月31日（日）小峰義雄団長が急逝されましたことをお知らせいたします。昭和47年の入団以来、42年間の永きに亘り占冠消防の発展に御尽力されましたことに敬意を表するとともに、職団員一同哀悼の意を表します。

救急出場状況（8月分）

交通事故	2件	(2人)
一般負傷	8件	(7人)
急病	11件	(10人)
転院搬送	2件	(2人)
8月計	23件	(21人)
累計	109件	101人

※（ ）内は搬送人員

消防団員募集!!
詳細は庶務係まで
電話 56・2119

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

冬の準備をお早めに!
夕暮れ時の歩行者事故に注意しましょう!

昨年、占冠村では10月中旬に初雪が観測されました。峠などの山間部では、早朝や夜間に路面が凍結している可能性も考えられます。タイヤやワイパーなど、早めに交換をお願いします。運転感覚も冬型に切り替えていかなければなりません。早めのブレーキ、長めの車間距離、早めのライト点灯を心がけましょう。橋の上、トンネル、山間部やカーブなどスリップ事故が発生しやすい場所には、十分注意して運転しましょう。

■運転者の方へ

●道路を横断しようとしている歩行者や自転車がいますことを前提とした予測運転をしましょう。

●交差点では、こちらが青信号でも信号無視の歩行者に警戒しましょう。

●夕暮れ時から夜間は、進行方向右側から横断してくる歩行者に注意しましょう。

■歩行者の方へ

●外出するときは、明るい色の服装と夜光反射材を活用して、目立つことで事故を防止

交通安全

SAFTY DRIVE

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

2771日

SS 平成26年9月22日現在

上川管内交通事故発生状況 (平成26年9月11日現在)

発生数	前年対比
人身事故	276件 -83件
死者	6人 +4人
傷者	330人 -98人

で、外出の際には反射材などを装備して、事故防止に努めましょう。



反射材を配布しています

ご希望の方は、役場企画商工課交通安全担当までご連絡ください。
電話 56-2124

■日没時間帯は要注意!

歩行者の死亡事故は、日没から日没後2時間以内に多発する傾向にあります。特に高齢者の被害が多いので、外出の際には反射材などを装備して、事故防止に努めましょう。

●運転者は、歩行者が見えていない、見ていない可能性がある「車が止まってくれるだろう」と思うのは危険です。

●交通ルールをしっかりと守る。

●信号無視は絶対にやめましょう。